

	(新)御代田町 すくだすポイント制度	(旧)御代田町 高齢者支え合いポイント制度
対象活動	①ボランティアを目的とする無償の活動 ②自身の介護予防を目的とする活動 (65歳以上の町民のみ)	①ボランティアを目的とする無償の活動
ポイントの付与	・上記①の活動 1回につき2ポイント ・上記②の活動 1回につき1ポイント	・上記①の活動 1時間につき1ポイント
ポイントの上限および交付金額	・1日の上限 2ポイント ・1年間の上限 100ポイント ・10ポイント以上たまつた方へは、1ポイント100円として交付金をお渡しします。 ・10ポイント未満の方へは、記念品をお渡しします。	・1日の上限 2ポイント ・1年間の上限 50ポイント 1ポイントを100円に換算し、交付金を交付
対象者	・65歳以上の町民 ・40歳以上65歳未満の町民で、高齢者に関するボランティア等に参加する者	・65歳以上の町民
保険	①ボランティアを目的とする無償の活動に関しては、町がその活動に対する保険に加入する。 ②介護予防を目的とする活動に関しては、主催する団体が加入する保険で対応する。 ※保険の適用は、各団体が加入する保険による。	①ボランティアを目的とする無償の活動に関しては、町がその活動に対する保険に加入する。

対象活動となる団体を募集します！

【要件】

- ・介護保険施設・事業所
 - ・高齢者のボランティア活動を受け入れる団体
 - ・生涯学習等に取り組む団体
 - ・シニアクラブ、地区サロン等介護予防に努める団体
- 詳しくは地域包括支援係へお問い合わせください。



問い合わせ先
保健福祉課地域包括支援係
(31)2510

令和7年度 高齢者支え合いポイント制度の ポイント交換について

令和7年度の活動分は、これまでどおりポイントの交換を行います。期限内にポイント交換申請の手続きをお願いします。

【活動対象期間】 本年3月31日(火)まで
【ポイントの交換期限】 本年4月30日(木)まで

御代田町 すくだすポイント制度 を開始します！

町では、高齢者の社会参加および健康促進を目的に『御代田町高齢者支え合いポイント制度』を実施していますが、内容を大きく見直し、4月から新たに『御代田町すくだすポイント制度』を開始します。

**どう
変わ
るの？**

これまで65歳以上の町民を対象としていましたが、今後は40歳以上の町民も対象とします。また、ボランティア活動だけでなく、自身の介護予防のための活動もポイントの対象となります。

詳しくは、次頁の表をご覧ください。

＼ポイントの交換／

- ・ポイントの交換期限内に、ポイント交換申請書(※2)を町に提出します。
※2 交換申請書は、役場8番窓口、町ホームページにございます。
- ・10ポイント以上たまつた方へは、1ポイント100円として交付金をお渡しします。
- ・10ポイント未満の方へは、記念品をお渡しします。

【交換期限】

令和9年4月30日(金)

※ポイントの交換申請は、1人につき1回までです。

詳細は町ホームページをご覧ください。



＼ポイントを貯める／

【対象者】

- ・65歳以上の町民
- ・40歳以上65歳未満の町民で、高齢者に関するボランティア等に参加する者

【参加方法】

- ・登録申請書(※1)を町に提出します。
- ・参加者へ、町からスタンプカードをお渡しします。
- ・各自対象活動へ参加し、スタンプカードにスタンプを押してもらいます。

【受付期間】

3月1日(日)～随時

【活動対象期間】

4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

